

令和4年8月8日

令和4年8月3日からの大雨による災害にかかる
災害救助法適用地域(山形県、新潟県、石川県、福井県)の世帯の学生への各種奨学金制度等について

学生支援課奨学事業係

令和4年8月3日からの大雨にかかる災害(山形県、新潟県、石川県、福井県)により家計が急変し、各種奨学金等を希望する方は、学生支援課奨学事業係までご連絡ください。

■申請可能な各種奨学金等について

- ① 「高等教育の修学支援新制度」(給付奨学金 & 授業料免除) 家計急変(学部学生のみ、留学生を除く)原則、急変事由(災害)発生から 3か月以内に申請する必要があります。詳細は以下でご確認ください。

<https://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/tuitionsupport.html#kyuhen>

- ② 日本学生支援機構貸与奨学金 緊急採用・応急採用(留学生除く)

急変事由(災害)発生から 12か月以内に申請する必要があります。詳細は以下でご確認ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/index.html

- ③ JASSO 災害支援金

学生(留学生含む)又はその生計維持者が居住する住宅(日本国内の住宅)に床上浸水・半壊以上の被害を受けた方が申請できる、返還不要の支援金(10万円)です。災害発生の翌月から 6か月以内に申請する必要があります。詳細は以下でご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/gakusei/shienkin/index.html>

JASSO Disaster Subventions support students whose residences (located in Japan) were partially or totally destroyed in a disaster, making it difficult for them to continue their studies (Amount: 100,000 yen; Period: within 6 months following the month in which the disaster occurred).

<https://www.jasso.go.jp/en/kihukin/shienkin/index.html>

- ④ その他、本災害も含め、経済的に困難な状況に置かれている学生が利用可能な制度についてはこちらでまとめております。

<https://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/pdf/scholarship/2022/2022notice/programs.pdf>

■災害救助法適用地域および適用日について

以下のサイトで随時更新されますのでご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html>

なお、災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生についても、適用地域に準じて取り扱うものとされています。

■問合せ先

一橋大学 学生支援課 奨学事業係 (国立西キャンパス本館1階)

〒186-8601 東京都国立市中2-1 TEL: 042-580-8139 E-mail: scholarship@ad.hit-u.ac.jp